

# 市政トピックス

## 知立市平和祈念式

協働推進課 秘書広報係

(☎)0112

知立市は、平成22年に「知立市平和都市宣言」を行いました。これを機に宣言の趣旨を尊重し、市民の皆さんと平和を祈念する「知立市平和祈念式」を今年も開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお越しください。

- ▼とき 11月15日(木) 午前10時から
- ▼ところ 中央公民館 講堂
- ▼内容 市長の平和都市宣言、黙とう、献花、原爆パネル展示など

### 【知立市平和都市宣言】

歴史と伝統に育まれた知立市。私たちはこのまちで、平和で安心して暮らすことを心から願っています。

私たちが願う明るく住みよいまちは、平和なくしてはかないません。そして世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たちは世界で唯一の核被爆国の一員として、二度と惨禍を繰り返さないよう、国際社会を導く役割を果たさなければなりません。ここに知立市は、核兵器の廃絶と戦争のない平和な世界の実現に貢献することを誓い、「平和都市」を宣言します。

## 女性に対する暴力をなくす運動

協働推進課 協働人権係

(☎)0144

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」とされ、11月12日(月)～25日(日)の2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間とされています。

## 全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

名古屋法務局 人権擁護部

(☎)052(952)8111

夫やパートナーから暴力(ドメスティック・バイオレンス)、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題に関し、次のとおり強化週間を設けて相談に応じます。

強化週間中は、「女性の権利ホットライン」の電話回線を増設し、通

常の相談時間を延長して土、日曜日も対応します。

相談内容の秘密は固く守られますので、一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

- ▼実施期間 11月12日(月)～16日(金)は、午前8時30分～午後7時 11月17日(土)～18日(日)は、午前10時～午後5時
- ▼ところ 名古屋法務局 人権擁護部
- ▼相談専用電話(女性の権利ホットライン) 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)
- ▼相談担当者 人権擁護委員



## 「国民年金保険料控除証明書」が発行されます

刈谷年金事務所 (☎)212159

～年末調整・確定申告まで

■国民年金保険料は社会保険料控除の対象  
国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

控除の申告をするには、今年1年間に納付した保険料を証明する書類の添付等が必要です。

■毎年11月初旬に送付  
生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が日本年金機構から毎年11月初旬に送付されます。

■証明内容は平成24年1月1日～9月30日までに納付された保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

■2月初旬に送付される場合  
年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に本年初めて保険料を納付する人には、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収書を添付してください。

■国民年金保険料は世帯で連帯して納付  
国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額的全額が納付した人の所得税等の控除対象となりますので、このような場合は、年末調整の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

TEL 0566-83-1111(代表)  
 FAX 0566-83-1141  
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

※問合せは知立市役所

交通安全啓発ポスター  
 特選受賞者決定

安心安全課 防犯交通係

(☎950115)

交通安全を推進するため、市内の小中学生から交通安全啓発ポスターを募集したところ、1,607点の応募があり、審査の結果、特選受賞者が次のとおり決まりました。なお、受賞作品は、市ホームページに掲載しますのでご覧ください。(敬称略)

○知立市長賞

鈴木理捺(知立西小6年)

○愛知県安城警察署長賞

都築強介(知立南中2年)

○知立市議会議長賞

都築健介(知立南中2年)

○愛知県交通安全協会安城支部長賞

松井洋平(竜北中3年)

○安城・知立安全運転管理協議会長賞

木下瑚都(知立小6年)



知立市長賞  
 鈴木理捺さんの作品

母子家庭等就業支援講習会

社会福祉法人愛知県母子寡婦

福祉連合会(☎0522(915)8862)

母子家庭の母等の自立を促進する

ため、就職に結びつく可能性の高い技能や資格の講習会が行われます。

▼講座種目・日程

講座種目	日程 (1月～3月)
パソコン講習 (初級)	水・木曜日 (全18回)
医療事務	水・木曜日 (全18回)
経理事務	水・金曜日 (全18回)

▼ところ 名古屋市内

▼定員 各20人

▼対象者 県内在住の母子家庭の母と寡婦の人で、就業意欲があり、全日程出席できる人

▼受講料 無料(ただし、教材費・交通費等は自己負担)

▼募集期間 11月1日(木)～22日(木)

▼申込み先 子ども課

※定員を超えて応募があった場合は抽選となります。

※募集要領と申込書は、市役所2階家庭児童相談室で配布します。



11月は児童虐待防止推進月間です



「気づくのは  
 あなたと地域の  
 心」  
 (平成24年度標語)

■児童虐待ってなに？

○身体的虐待 たたく、殴る、蹴る、首を絞める、投げ落とす、やけどを負わせる、水に溺れさせる、戸外に閉め出すなど

○ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にしている、病気になるでも病院へ連れて行かない、車の中に放置する、学校に行かせないなど

○心理的虐待 言葉による脅し、子どもを無視する、兄弟間の差別扱い、子どもの心が傷つくことを繰り返す言う、子どもの前でDVを行うなど

○性的虐待 性的行為の強要、性器や性行為を見せる、ポルノ写真の被写体にするなど

■虐待かな？と思ったら

次のようなことがあれば、すぐに相談機関へ連絡してください。

※連絡した人が特定されないようにに秘密は厳守します。

○地域で子どもの虐待を目撃、たたく音や泣き声・叫び声がよく聞こえる

○子どもに不自然な傷やケガがある、衣服や体が異常に汚い

○親が地域で孤立していたり、子どもを置き去りにしてよく外出する

■子育てに不安や悩みがあったら

育児についての不安や悩みは、誰もが抱えています。一人で悩まず、身近な人や相談機関などに相談してみませんか。

■相談機関

名称	連絡先
・市役所子ども課 家庭児童相談室	☎95-0162
・中央子育て支援センター	☎81-5500
・来迎寺子育て支援センター	☎81-4050
・保健センター	☎82-8211
・刈谷児童相談センター	☎22-7111
・お子さんの保育園、幼稚園、学校	
・地区の民生・児童委員、主任児童委員 (家庭への援助や指導など児童福祉に関する相談)	

▼問合せ 市要保護児童対策ネットワーク協議会事務局 子ども課  
 子育て支援係(内線226)



11月は放置自転車クリーン  
キャンペーン月間です

土木課 建設企画係 (☎) (95) 01555

「困ります！ 自転車置きざり  
知らんぷり」

自転車利用者のモラル向上を目指し、県内一斉に啓発活動を行います。

放置自転車は歩行者や通行車両の妨げになるだけでなく、緊急時の避難・救助・消火活動の妨げにもなります。



自転車を利用しましょう。

また、自転車の盗難被害を防ぐため、必ず防犯登録をし、施錠は二重にするなどの対策をしましょう。

○無料自転車駐車場

有効にご利用いただくため、利用状況を調査の上、無料自転車駐車場内にある長期放置自転車を12月初めに一斉撤去します。

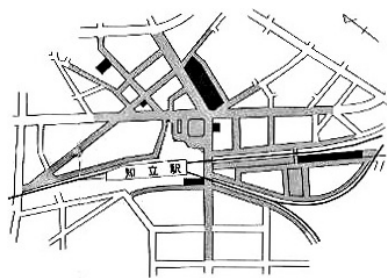
○放置禁止区域

知立駅周辺は、条例で「自転車放置禁止区域」に指定されています。放置された自転車は撤去し、3か月経過しても引取りのないものは、リサイクル自転車として再生するか廃棄処分します。

返還は、駅前駐車場管理事務所(☎(82)8781)で午前7時～午後7時まで行っています。引取りの際は本人確認できるもの(学生証・免許証)。

印鑑、引取り通知(届いている場合)、移動経費1千円、保管料(1日100円、原付200円、上限14日分)が必要です。

自転車等放置禁止区域および駐車場



禁止区域 駐車場

保健師臨時職員を募集します

保健センター (☎) (82) 8211

▼受付期間 11月1日(木)～16日(金)

▼応募資格 保健師

▼募集人数 1人

▼職務内容 乳幼児に対する保健指導、生活習慣病に関する健診、健康教育・健康相談などの保健指導等

▼勤務時間 週4～5日(月曜～金曜) 午前8時30分～午後5時15分

▼勤務期間 11月26日(月)～平成25年3月29日(金)

▼賃金 時間額1千330円

▼受付方法 市販の履歴書、写真1枚(上半身脱帽正面向きで6か月以内に撮影したもの)、保健師免許証の写しを、保健センター(〒472-0031 知立市桜木町桜木11-2)まで持参または郵送してください。  
※事前にお電話ください。

防犯対策事業のお知らせ

▼問合せ 安心安全課 防犯交通係 (☎) (95) 01155

駐車場防犯カメラ設置費補助金制度

市では集合住宅の駐車場等を対象に防犯カメラの設置にかかる機材費を補助する制度がスタートしました。

市内では自動車やバイク、自転車を狙った犯罪が多発しています。駐車場など車が多く止まっている場所は狙われやすく、管理が行き届いていないと更に狙われる可能性が増えます。そこで防犯カメラを設置することにより犯罪を抑止しつつ、発生後も捜査に役立てることが出来ます。

また、防犯カメラの存在によりその地域での犯罪を減少させる効果が期待できます。

▼対象

- ・5戸以上の集合住宅駐車場
- ・貸し駐車場
- ・商業施設の一般客用駐車場
- ・町内会が管理する駐車場

▼補助割合 機材費の2分の1

▼補助額

- ・防犯カメラ1台5万円
- ・録画装置1台12万5千円

※その他各種要件がありますので詳細は安心安全課へお尋ねください。

▼申請先 安心安全課 防犯交通係

防犯対策物品購入費等補助金制度

皆さんのご家庭は防犯対策されていますか？市では防犯対策物品にかかる費用に対し補助金を交付する制度がスタートしました。

今年に入ってから住宅対象侵入盗、自動車関連盗、自転車盗が特に増加しています。身の回りで起きうる犯罪ですが、十分な対策を取られていないご家庭がまだまだ多いと思います。「自分は犯罪に遭わない」「うちは泥棒に入られない」という考えを改めて、被害に遭う前に対策を講じる事が重要です。

より多くの人に防犯対策を実施してもらい、まち全体の防犯力を高めて犯罪を一件でも多く減らしましょう。

▼対象者 世帯主(一回に限り)

▼補助率 購入費等に対し2分の1

▼限度額 1万円

▼購入先 市内の販売店または業者

▼必要書類 申請用紙・防犯対策前後の写真・領収書(レシート)

▼申請先 安心安全課 防犯交通係



TEL 0566-83-1111(代表)  
FAX 0566-83-1141  
E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

※問合せは知立市役所



▼申込み 建築課  
※この他にも要件があります。申請の詳細については市ホームページをご覧ください。建築課へお問合せください。

※各申請について、補助金交付決定前に工事着手した場合は補助対象にはなりませんのでご注意ください。  
また、健康被害を及ぼすとされているアスベスト含有の有無を分析調査する費用の補助も行っています。主な内容は下表のとおりです。ぜひお申込みください。

内閣府から、南海トラフ地震における知立市の最大震度が7に想定されると発表がありました。地震で尊い命を失わないために、耐震診断によりご自宅の耐震性を知り、耐震補強などの備えをすることが必要です。市では無料耐震診断、耐震改修費補助の他に、木造解体費補助、耐震シェルター等設置補助を行っています。

建築課 建築係 (☎) 0128

## 耐震補助事業・アスベスト対策費補助制度のお知らせ

### ■住宅に対する耐震関係補助制度概要 (平成24年度版)

概要		補助額等	備考(対象となる建築物の条件等)
耐震診断	木造住宅	市が行い、個人負担無料です。	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること。在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下の木造住宅であること。建物の所有者等が申込みをされる住宅であること。
	非木造住宅	いずれか低い額 ・耐震診断費用の2/3(1戸建、1戸建以外共通) ・延べ床面積(m <sup>2</sup> )×延べ面積当たり単価(※)×2/3(1戸建以外)	1戸建:補助限度額 1戸当たり8.6万円 1戸建以外:補助限度額 1戸当たり5万円かつ1棟あたり160万円を限度  (※)延べ面積によって単価が異なります
耐震改修	木造住宅	一般型 設計費:かかった費用の2/3(限度額10万円) 工事費:かかった費用(限度額90万円)  簡易型 工事費:かかった費用(限度額30万円)	耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修工事により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること。
	非木造住宅	一戸建ての場合 ・32,600円×延べ面積×23%×2/3(ただし、上限あり。また、工法、条件により上乗せの場合あり) 1戸建以外の場合は別に定めあり	耐震診断において安全な構造でない判断されたもの。 1戸建:1戸当たり補助限度額80万円 1戸建以外:マンション、避難路沿道等分譲マンションが該当します。詳細はお問合せください。
解体	木造住宅	解体費:かかった費用(限度額20万円)	床面積は30m <sup>2</sup> 以上であること。 地震発生時に通行を確保すべき道路から当該住宅の軒高以内の距離に建っていること。 耐震診断において判定値が1.0未満であること。
耐震シェルター	木造住宅	耐震シェルター:かかった費用(限度額25万円) 防災ベッド:かかった費用(限度額15万円)	申請時における年齢が65歳以上であることまたは身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている人や介護保険法に規定する要介護認定を受けた人等、地震発生時に避難することが困難な人であること。 耐震診断において判定値が1.0未満であること。
アスベスト対策	建築物	対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う額(限度額15万円)	対象建築物:市内に存する建築物(国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。)のうち、アスベスト含有の恐れがある吹付け建材が施行されている恐れのある建築物。

ミニバスの運行改正のお知らせ  
(12月1日改正)

まちづくり課 まちづくり推進係  
(☎950158)

いつもミニバスをご利用いただきありがとうございます。

12月1日(土)から、ダイヤおよび一部のバス停の位置が変更になりますので、ご注意ください。

なお、新しいダイヤ等を掲載した「ミニバスガイド」は、11月16日号の広報折込みで全戸配布されます。



11月11日～17日は  
税を考える週間です

税務課 市民税係 (☎950116)

11月11日(日)～17日(土)は「税を考える週間」です。国税庁と刈谷納税貯蓄連合組合の主催により、税への関心や意識の向上と正しい理解を図る

ため募集した作品のうち、市内の小学生在が書いた習字の展示を行います。

○税に関する作品(習字)の展示  
▼とき 11月10日(土)～18日(日) 午前10時～午後9時30分(日曜日は午前9時30分～午後9時30分)  
▼ところ ギャラリーエアピタ知立店 東館1階特設会場

青色申告決算説明会および  
年末調整説明会開催

刈谷税務署 個人課税第一部門  
(☎216212)

個人の青色申告者を対象とした青色申告の決算説明会を開催します。  
▼とき 11月19日(月) 午前10時～正午  
▼ところ 刈谷市総合文化センター 大ホール

※説明会資料は、説明会当日に会場でお渡ししますので、当日お持ちいただく資料はありません。  
※青色申告決算書用紙は確定申告書用紙等に同封されます。  
※年末調整事務の説明会は、同日午後1時30分～3時30分に同じ会場で開催します。



愛知県だより

「就職キャリアバン 新規大卒者等  
合同企業説明会」参加者募集

産業労働部 就業促進課  
(☎052(954)6366)

県では、平成25年3月卒業予定の大学生等および40歳未満の若年求職者の皆さんの就職を支援するため、「就職キャリアバン新規大卒者等合同企業説明会」を開催します。

▼とき・ところ・参加企業数  
○11月14日(水) 愛知県産業労働センター(名古屋市中村区) 50社参加予定  
○11月28日(水) 豊川市勤労福祉会館(豊川市) 20社参加予定

○11月29日(木) 刈谷市産業振興センター(刈谷市) 30社参加予定  
時間はいずれも午後1時～5時

▼内容 採用意欲のある企業の担当者、企業概要・求人内容等を直接説明

▼対象 平成25年3月大学・短大・専修学校等を卒業予定の人および40歳未満の若年求職者

▼参加費 無料  
▼その他 事前申込み不要、入退場自由

○ホームページ  
<http://www.a-caravan.jp>

救命講習会(11月開催分) 絶え間ない胸骨圧迫(心臓マッサージ)が命をつなぎます。救命講習会で体験してみましょう。

会場	碧南消防署	刈谷消防署	安城消防署
講習会名	普通救命講習Ⅲ(小児・乳児・新生児)	普通救命講習Ⅰ	上級救命講習会
開催日時	11月17日(土) 午前9時～正午	11月18日(日) 午前9時～正午	11月24日(土) 午前9時～午後6時
定員・受講料	先着20人・無料	先着20人・無料	先着20人・無料
申込み	11月5日(月)午前9時～ (☎41-2625)救急係へ	11月5日(月)午前9時～ (☎23-1299)救急係へ	11月5日(月)午前9時～ (☎75-2494)救急係へ
対象者	碧南・刈谷・安城・知立市および高浜市在住、在勤の人でいずれの会場でも受講できます。		
内容	上級救命講習会 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法、外傷の手当てなど 普通救命講習Ⅰ 心肺蘇生法(気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫)、AEDの使用法、止血法など 普通救命講習Ⅲ 小児・乳児・新生児の心肺蘇生法、ひきつけ、のどに異物が詰まった時の処置 ※救命講習会を団体で受講される人は、最寄の消防署でお問合せください。		

▶問合せ 衣浦東部広域連合消防局 消防課(☎63-0135) ホームページ <http://www.kinutoh.jp/>